

1 認定区分

☆1号認定・・教育標準時間認定（お子さんが満3歳以上で、認定こども園等での教育を希望される場合）

☆2号認定・・満3歳以上・保育認定（お子さんが満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、認定こども園等での保育を希望される場合）

☆3号認定・・満3歳未満・保育認定（お子さんが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、認定こども園等での保育を希望される場合）

2 各認定について

◎1号認定について

(1) 預かり保育について

- ・保育が必要と認められる世帯は、認定申請書を提出し、13:30～15:30まで預かり保育を行います。
- ・日額450円に利用日数を乗じた額と月額11,300円までの少ない額が無償となります。
- ・15時を超える保育は、副食費1食60円が実費負担となります。



(2) 一時保育について

- ・長期休業中（春・夏・冬休み）のみで、週3日以内又は月12日以内での利用ができます。
- ・4時間1,000円のうち160円と15時を超える保育は、副食費1食60円を実費負担とし、保育料分月額11,300円まで無償となります。
- ・4時間以降は、1時間ごとに200円追加（8時間まで）となります。
- ・保育が必要と認められる世帯は、認定申請書を提出し、一時的に子どもを預かります。

(3) 認定変更について

- ・月48時間以上労働することを常態とする場合は、2号認定保育短時間への在籍変更が必要になります。

◎2号・3号認定（保育標準時間・保育短時間）について

(1) 保育時間について

- ・保育標準時間は、7時30分～18時30分（就労時間が月65時間以上）
- ・保育短時間は、8時30分～16時30分（就労時間が月48時間～64時間まで）

(2) 慣らし保育について

- ・お子さんの精神的・肉体的負担を考え、段階的にセンター生活に慣れていくものです。
入園3日間は9時～11時 4日目から9時～正午 1週間目から平常保育
- ・慣らし保育を行う日から入園となり、保育料がかかります。

(3) 時間外保育について

- ・保護者の就労等の理由で保育時間を超えて保育をした場合、1時間あたり200円を徴収します。
- ・18時を過ぎますと補食（100円）がでます。

(4) 土曜保育について

- ・0歳児につきましては、1歳の誕生日を迎え、且つ離乳食が完了してからの受け入れとなります。
- ・利用人数に合わせて食材の発注を行うため、申込みは木曜日までにお願いします。
- ・欠席や送迎が遅れる場合は、午前8時30分までに連絡をお願いいたします。

